

## 金融庁における対応状況

### 1. 特区として実施する主な事項

該当なし。

### 2. 全国で実施する主な事項

#### 信託業の異業種参入容認

- 根拠法令：信託業法第1条  
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条
- 措置内容：信託会社による信託業への参入について、金融審議会の結論を踏まえ、対応を行う。
- 実施時期：15年度中

#### 認可投資顧問業者の最低資本金の引下げ

- 根拠法令：有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第27条  
同施行規則第27条の3第1項第1号
- 措置内容：多様な業者の参入促進を図るため、認可投資顧問業者の最低資本金を1億円から5千万円に引き下げる。
- 実施時期：15年度中

#### 公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮

- 根拠法令：企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2号
- 措置内容：公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の水準（2年）を短縮する。
- 実施時期：15年度中